

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する小型機船底びき網漁業手繰第 1 種漁業どうしゅ手繰網漁業につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業 どうしゅ手繰網漁業	別記 1 のとおり	8 月 1 日から 翌年 3 月 14 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	56kW（無過給機関の場合 52kW）以下で許可証に記載されている馬力数 （改正漁船法（平成 14 年 4 月 1 日施行）の適用を受けない漁船にあっては 20 馬力以下）	1 天草市有明町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業 どうしゅ手繰網漁業	別記 2 のとおり	8 月 1 日から 翌年 3 月 14 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	56kW（無過給機関の場合 52kW）以下で許可証に記載されている馬力数 （改正漁船法（平成 14 年 4 月 1 日施行）の適用を受けない漁船にあっては 20 馬力以下）	1 天草市佐伊津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

天草有明海

次のアの点とイの点を結んだ線、ウの点からエの点を見通した線及びその延長線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
ただし、天共第4号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。

ア 天草市有明町大浦恵比須鼻

イ 上天草市大矢野町湯島東端

ウ 上天草市大矢野町湯島灯台

エ 天草市五和町亀島北端

別記 2

操業区域

天草有明海

次のアの点とイの点を結んだ線、ウの点からエの点を見通した線及びその延長線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
ただし、次の 1 及び 2 の区域以外の共同漁業権漁場を除く。

- ア 天草市有明町（以下「有明町」という。）大浦恵比須鼻
- イ 上天草市大矢野町（以下「大矢野町」という。）湯島東端
- ウ 大矢野町湯島灯台
- エ 天草市五和町（以下「五和町」という。）亀島北端

1 次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

（天共第 5 号共同漁業権漁場内 佐伊津地先）

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（五和町御領と天草市佐伊津町（以下「佐伊津町」という。）との旧海岸線における境界）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,000 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町（以下「松島町」という。）高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

2 次の基点 1、ア、イ、ウ、基点 3 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

（天共第 6 号共同漁業権漁場内 御領地先）

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（五和町御領と佐伊津町との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台）

ア 基点 1 と松島町高杓島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島山頂を見通した線から、基点 2 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

ウ 基点 3 と大矢野町湯島山頂を見通した線から、基点 3 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ